

夫合式千五百九拾壹人

但、井手下村々出夫、右同断

右者矢部手永南手在と唱候小原村列
 七ヶ村之儀、東者五老ヶ瀧川、南者緑川、
 西者千瀧川二而谷深川之左右者岩山
 數十丈峙居、北者五老ヶ瀧・千瀧川之間
 濱町二而拾間余之低有之、四方川懸之
 水脈を断居候二付、古田之養水出水を以
 取賄候二付、長野・犬飼・白石者干損所有
 之、小原村列六ヶ村二而若麦田八反外無
 御座、一毛作程三有之、何れ之村々茂御
 本方田一扁程二而、諸畝物田者漸式町
 三反外無御座、白石・犬飼者畑勝二而彼是
 不釣合二御座候故歟、長野・相摩寺者旧
 来之零落所二而先年以来種々御仕法も
 被仰付候得共成立兼居候間、旁為御救立
 之御郡方御錢御出方被仰付、上畝物御
 仕立として笹原川より新井手立御普請
 被仰付、五老ヶ瀧川二目鑑橋を築、其上
 石筑御普請願二御座候得共、測量前
 村々ニ移兼、喰用水二成兼上畝敷茂少ク
 御座候二付、目鑑橋之上ニ吹上樋二相成候得者
 長野村之外者村々ニ通水仕候二付、右吹上樋
 轟川・笹原川二而御試被仰付候二付、石原
 夫兵衛儀、申談を初、御試中詰切程二而心配
 有之、御試治定ニ至り候候二付、嘉永五子十一月
 依願御普請御免被仰付、同十二月より
 御普請御取懸、吹上井同所以上井手筋
 之儀者安政元寅八月迄ニ成就仕、吹上
 以下之井手々々者寅八月より専御普請
 被仰付、同二卯六月迄ニ出来仕候分者仮
 御算用仕上、其後新規井堀継等被
 仰付候分者出来間敷迄辰四月御達
 申上置候通二御座候、然処武兵衛儀、御試
 中者前文之通二而新井手并吹上樋場所
 見立測量・積方を初、御普請ニ相成
 候而者暑寒之無差別日動有之、現実
 ニ至り仕法筋申談等を初、心魂を尽、研究
 有之、月々三ヶ度完着成就之仕事向

役々立会、改方并積方調・御錢請払、
 立会等ニ至迄精密二行届候処より御普
 請向無支出来仕、請払向脚異乱之筋
 無御座候、後年畑勝且土貢不釣合之
 不幸を助可申、差寄者去々卯・辰之干
 魘を免、熟田ニ相成、人馬喰養水乏敷難
 洪之村々茂得弁利、零落所成立之基
 本ニ可相成と奉存候、且余水落集を以
 牧野村懸ニ移、上畝開積式町五畝拾五歩
 之内、去辰年迄二八反拾五歩毛付仕、右村
 之儀、畑勝之所柄上畝物出来仕、南手井手
 床費地積前より多御座候分等之御
 償として開明御免被仰付置候上畝茂
 出来仕両全ニ相成申候二付而茂始末出精ニ
 相成申候儀二御座候、以上、

安政四年三月 布田保之助 圖

横田善左衛門 殿

(後略)

【史料二十六】(熊本縣公文類纂 10-19 第 90 号)

明治十四年八月廿六日

庶務課

上益城郡小原村外一ヶ村ニ係ル通潤橋
 架設關係ノ旧吏員へ賞与之義、過般
 上申ニ付調査方旧地理課へ及照会置候処、
 別紙之通回答有之、素ヨリ旧藩ニ賞
 与濟之处、先年林大蔵大丞奏上ニヨリ
 発起人ニ銀盃追賞相成候ハ特典ニシテ
 土木課見込之通御賞与ニ不及可
 然哉、相伺候也

上益城郡小原村外一ヶ村地内通潤橋架
 設^關係之旧吏員へ御賞与之義、該
 村戸長等ヨリ上申之趣ニ依リ実地を檢
 査シ功勞之淺深等可申進旨ニテ、曾テ
 書類御差回相成候処、右ハ事業発起
 人其他關係之吏員共工事^關成之際、旧
 藩政府ニ於テ夫々賞与相濟居候由ニ
 有之、最発起人布田保之助工曾而林内務

少輔之奏上ニヨリ勅感ノ余銀杯等賞賜
セラレタルハ所謂特典ニシテ、今之レヲ引証シ
遍ク関係ノ吏員へ推及等セントスルハ、頗ル当
ヲ得サルモノトス、依テ更ニ当課ニ於テ実
査之手續不致、別紙書類及御返却
候也

明治十四年同月廿四日 土木課^印
庶務課御中

通潤橋成功^通賞点ノ儀上申

熊本縣肥後国上益城郡小原村・轟村ニ架設シタル
通潤橋ハ嘉永五酉年起業シテ安政元寅年ニ卒ル、
其功驗、乍恐奉達
天朝、頗未ハ別冊ノ通ニテ築起者布田保之助<sup>當課
職注屬</sup>
組成スル所ニシテ今二十有五年星霜ヲ経、地震且ツ
強風雨雷ニ逢モ聊蟲害ナク、水掛村々ニ於テハ
分配水ノ運ヲ始メ、其他発端測量ノ通充分
行届、岩石ヲ穿テ山藪ヲ崩シ畑ヲ撫シ、開田
力作年増肥饒シ、各村ノ食水及臼車ノ使用皆
通潤橋ノ功跡眼前衆庶ノ仰ク処ニシテ、恐ク
皇国無双ノ水樋ニ可有之、是則布田保之助發
起スルト雖、斯大業一人一己ノ能ク可仕課モノニ無之、
當時ノ郡宰且惣庄屋附屬ノ吏員合力同心、
功跡保之助ニ重クモノ有之、左ニ掲ク佐野一郎、
石原平次郎ノ如キハ命ヲ神明ニ誓ヒ、四ケ年間
昼夜ノ別ナク心魂ヲ碎キ尽力致シ、該事卒業ノ
際藩庁ヨリ各分ニ応シ賞賜有之、其後明治
五年壬申八月大藏少丞林友幸君巡回ノ節
通潤橋熟覽シテ
天朝ニ奏セラレ、同六癸酉年布田保之助ニ厚
賞典ヲ下賜、御仁恵ノ難有誰カ感戴セ
サルアラシ、該事關係ノ吏員ハ尚更歡情ヲ
徴スルト雖、其功驗保之助ニ重クモノノ如キモ此際
準シテ御賞賜相成候ハ、益同人ノ德行ヲ
重シ、且ハ各必死尽力ノ功ヲ後世ニ表ノ記ニ付
當時ノ官姓名、主務ノ職掌取調候処、左ノ通

熊本縣第一大区熊本坪井住士族
郡宰 上妻半右衛門
当名

右ニ郡主任ノ職掌ニテ橋組立ノ可否ヲ点檢シ、
夫レニ関スル小吏ノ精情・金員・夫仕ノ曲直等大
綱ノ取締司掌無僞漏行届候ニ付、無恙落
成ニ至リシト云

熊本縣第九大区四小区長原村士族
上益城郡旧矢部郷小原村 七 原田平左衛門
外ニケ村庄屋
同縣同大小区白藤村士族
上益城郡旧矢部郷白石村 渡邊太郎兵衛
外一ケ村庄屋 当名太郎

右両名発端ヨリ保之助ニ隨從イタシ、橋建築
中ハ無論、後段井手立配水ノ仕法及出夫
督促方且ツ田開倡等主ニ成、別段從意
イタシ候ニ付、無恙落成ニ至リシト云

熊本縣第九大区三小区藤木村住士族
上益城郡旧矢部郷会所 佐野市郎右衛門
下代通潤橋營築根方 当名市郎
熊本縣第九大区三小区下市村住士族
上益城郡旧矢部郷会所詰 石原平次郎
通潤橋營築根方

右両名橋建築根受ニテ实地測量ヲ始メ
該費ノ目論見、田開倡其他百事主ニ成リ
保之助ト俱ニ創業ヨリ卒業ニ至ル四ケ年間
昼夜ノ別ナク心魂ヲ碎キ尽力イタシ、已ニ橋台
取除ルノ日ニ当リテハ、保之助并右両名ハ若シ崩落
候ハ、橋ト共ニ覆死ニ就クノ覚語^通ニ而仕業上ニ精
神ヲ凝シ候ニ付無恙落成ニ至リ、今猶該地
アリテ橋ノ後榮ヲ祈ルト云

熊本縣第九大区五小区上寺村士族
上益城郡旧矢部郷会所 七 佐藤傳兵衛
外回り根締小頭
同縣同大区三小区下市村士族
上益城郡旧矢部郷会所 七 本田仁一郎
外廻小頭
同縣同大小区同村士族

上益城郡郡宰附屬 七 石原夫兵衛
横目役
熊本縣第四大区三小区上嶋村住士族
上益城郡郡宰附屬 石坂禎之助
横目役 当名禎三

同縣第九大区三小区濱町住士族
 上益城郡旧矢部郷 間部市太郎
 塘方助役 当名忠二
 同縣同大区四小区男成村士族
 上益城郡旧矢部郷会所 七 高橋文次
 手代修築費受払方
 同縣同大区三小区千瀧村士族
 右同 七 工藤惣次郎
 同縣同大小区牧野村住士族
 上益城郡旧矢部郷 原田利兵衛
 牧野村庄屋 当名利平
 同縣同大区四小区新小村士族
 右同新藤村庄屋 七 岩崎清藏
 熊本縣第九大区四小区新小村平民
 上益城郡旧矢部郷 七 井崎弥太郎
 小ヶ蔵村庄屋
 同縣同大小区白藤村士族
 上益城郡旧矢部郷会所 七 渡邊平左衛門
 外回小頭
 同縣同大区三小区下馬尾村平民
 右同 七 井手仁三助
 右拾貳、石橋建築井井手立、田開出人足及
 職工仕役方等一致同力、入用、諸品受払
 其他尽力イタシ、無恙落成ニ至リシト云
 右通潤橋建築尺力ノ次第八四ヶ年ノ久キ
 一朝一夕取調難尽、依テ各主務ノ區別
 大牒ヲ記載上申仕候、始終ノ顛末ハ別冊
 通潤橋記事相添申候、仰願クハ保之助
 御賞典ニ準シ各心分ノ御賞賜下シ給イ
 度、尤巳ニ亡命ノ者有之、其勞ハ子孫ヘ遺賞
 被仰付、益々大空ニ虹成ス水榭ノ功沢ヲ
 盛大ナラシメシコトヲ奉伏祈候也、
 明治十二年一月十日
 熊本縣第九大区三小区戸長 荒木正作 ㊦
 同縣同大区四小区戸長 渡邊軍藏 ㊦
 同縣同大区々々長 有田勉次 ㊦
 熊本縣令富岡敬明殿

矢部郷通潤橋建築
 根請之小吏尽力記
 矢部会所下代
 佐野市郎右衛門
 改名市郎
 同会所誌
 石原平次郎
 右両人之儀、矢部郷小原村通潤橋建築
 発旦場所見立、上下井手立之測量ヨリ
 布田保之助と心ヲ一ニシテ右建築之仕業回ヲ
 研究スルニ、普通ヲ放レ候事件ニ付誠心ヲ
 不尽テハ成功不至、若不誠心ヨリ成功不
 至時ハ一命ヲ断テ給エト神明^命ニ誓イ候
 程ニテ、顛末ノ取扱筋及確定ト雖、通水ノ
 石榭継手ニ至テ漏水之防如何ニモ不朽之見込
 付兼、既ニ同郷笹原川之辺ニテ吹上榭之
 高低ニ類スルケ所ヲ見立、其場所エ石原
 平次郎必多話いたし、佐野市郎右衛門者布田
 保之助手許ニ有ツテ諸事ヲ計リ合
 種々之試^試檢ヲ遂、漸ク丈夫之見込確定シ、
 嘉永五子十二月建築取掛ヨリ成功迄、凡
 四ヶ年間建築場エ暑寒昼夜ノ無恙
 別両人共ニ定話ニテ、佐野市郎右衛門者小原地ノ
 方ヲ受持、石原平次郎者轟地ノ方ヲ受持、
 仕業向者聊異同無之様心ヲ合セ、右台橋
 ノ仕法筋ヨリ、車橋石ノ長短、疊石仕法
 組ヲ初メ勾配ニ至迄所々ノ的ヲ探索シ
 石性之撰、寸法之規則点檢迄一トシテ
 洩所ナク精査ヲ遂サルハ無ク、如斯尽力
 之届キタル以所ニシテ、吹上榭三流ヲ以通水
 成功ニ至リ、無比類重荷ヲ受ルト雖、聊
 石ノ割損モ無ク堅固成ヲ以最早右之
 台橋可取除ニ一決スルニ、台橋可取除ニ
 至ラハ、若車橋崩落シトモ難計ト其恐
 不少、自然左有ル時ハ橋ト共ニ三名共ニ一命ヲ
 落スノ覚^覚話ニテ、布田保之助ハ橋ノ上エニ有リ、
 右ノ両人ハ橋ノ下ニ有テ人夫怪我誤無キ様、
 嚴重ニ幸番シ、日数七日ニシテ台橋取

除モ相済、何之無申分及通水候二付、分水ノ
仕法、且田開倡方迄始末格別出精ス、佐野
市郎右衛門者人目錢受払モ根ニ成敵重ニス、右之通
ニテ誠ニ心魂ヲ碎、勉勵之次第、且後年村里
人民ノ為合ニ相成候、願末其实行筆紙ニ
難尽ト雖、今茲其予ヲ記載ス、巨細者
通潤橋ノ景況ヲ一見有テ其美ヲ知シメシ
給エト云々

右布田保之助ヨリ旧藩重役エ差出候袖控ノ
写ニ而候事

通潤橋記事

通潤橋の建築は布田氏の新発明にして、其始は
遣水の吹上に理を究め、其大業ハ矢部郷南手
の村里零落の貧民を傷める仁慈の切なるニ
奮起し、其成功を遂るハ精誠忠信の念慮を
凝らし、博く諸賢に討論し廉吏を挙て
是ニ任し、木石工師の秀才を撰て是を課セ
衆力一致して不朽の大成を表せり、其水理を
施潤するニ及んては南区の村々畑地は元より
山林空野数千條の分水を貫通し、皆良田ニ
変して民力を盛んならしめ、貧民の土
着を離れ末業を営ミ飢寒に迫りしも
本業に復して富強を萌し朝夕の煙を
賑せり、加之戸々人畜の養水、従來の大患を解て
日用の灌漑をほしまゝにす、其他諸人の
歎心を得て其恩を称する事、許多なりされハ
其功業四方に響鳴し 邦君の恩賞を
蒙り、維新の時ニ至り大藏の少丞来りて是を
嘉称し、事跡富民の実験を審察し、竟ニ
天朝ニ奏し辱くも 勲感の賞典を賜り
真に天の降せる幸福ニ謂べし、此地の人々
其徳を表し碑石を建、縣の学官ニ依りて
碑文を乞ひ美名を永世に伝へ其厚恩を
謝すと云

通潤橋の記事

矢部郷の畑村より南区長野・田吉・小原・
小ヶ蔵・新藤・白石・犬飼迄八ヶ所の村落は
四周深谷川繞り囲ミ、他の水脈を切断
せる地形にして、田地は谷間々々の出水を
引て上田ハ僅に八反半余、其外は沼田
一毛の古田而已なり、山畠ハ広範として
土性肥良の地多し、然れ共寒地風霜の災
害少からず、土貢の鈎合を得ずして
庄民作待を収る事乏し、加之戸々
平日の食用水深穿の井水にて、旱
魃の比は水脈涸渴し、往来遠き谷水
を荷担し、亦灌漑の用は雨水を溜て
之を用ひ、其辛勞謂んかたなし、
又連村の中には零落の民も多く、未
業に移りて風俗善からず成行けるを
村長の面々深く痛ミ歎て、成立の工夫
何れ共為すへき様なく、空く当務の
事而已を勤けるか、天保年間布田保之助
郷ノ長官御整庄長に任せられ、養民の
職を専務として水理を測り、新田開発
の功業多く、郷中村々の勢漸々盛んに
成しかハ、南区連村の長官も専ら畑成
田開の工夫を尽されけるに、水道の
取るべき方なく、空く他所の生り立を
羨ける中にも、原田平右衛門は擢んで
民力の強まらん事を種々工夫し居
ける折から、文政年間砥用郷の官吏
当郷笹原川の水を引て新田開発の
大業あり、創業漸く發て畑村迄鋤立
成けるか、不幸ニして其比洪水頻りに至、
川々の荒地莫太にて地場の夫役少な
からねは其業を待遂けず、空贅物
となりけるを布田氏はを再興し、
畑村より轟村の城址の半腹ニ通し
轟川五老瀧の上岩壁の狭間相對峙
せし地形を測りて、川上へに樋を亘し
通水をなさは南区一面の養水と成り、
山林郊野良田と成らん事を議するに、
村長は素より衆庶挙て是を感戴す、
斯ニおひて砥用郷ニ議りて創業ノ儀